

第4章

プランの推進体制

第4章 プランの推進体制

1. 推進体制の整備

男女共同参画社会の形成に関する課題は広範囲にわたっており、あらゆる行政分野に直接的・間接的にかかわっています。本計画を効果的に推進するためには、各分野の施策を相互に関連させ、課題解決に向けて総合的に取り組んでいくことが重要です。

男女共同参画関係施策を積極的に推進するため、庁内の男女共同参画推進本部を中心として、関係各課と連携して取組を充実していきます。

また、施策を推進する職員一人ひとりが、男女共同参画社会についての認識と理解を深め、男女平等の視点で業務に当たることができるよう職員の男女共同参画研修の充実を図ります。

2. 協働による取組の推進

施策の推進に当たっては行政だけでなく、市民、事業者、民間団体等がそれぞれの立場でその目的を理解し、主体的な取組を展開することが必要です。

効果的な施策の推進を図るため、男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体や市民との連携を深め、市民と行政が一体となって計画を推進します。

3. 国・県等関係機関との連携

男女共同参画に関する施策の一層の推進を図るため、国や県の計画や方針について積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら施策へ反映させることが必要です。

男女共同参画社会の形成に向け、情報交換や交流を通じ、国、和歌山県、他市町村や事業主及び学校等様々な分野・機関との連携に努めます。

4. プランの進行管理

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野に広範囲にわたっています。これを着実に推進するためには、推進体制と進捗状況の管理体制が重要です。また、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化、法制度の改正等に伴い、計画の見直しを進めていくことも必要です。

計画の推進と進行管理のため、庁内に男女共同参画推進本部を設置して施策の総合的・効率的な推進を図り、かつ市民参加による男女共同参画懇話会において施策等を審議し、計画の推進・進行管理を行います。

特に重点的な取組については、関係課との調整を密にして、その達成に向けて事業展開を図り、計画の実効性を高めていきます。

■プランの推進体制

